

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（平成25年4月12日提出） 4月12日 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/183.html>

- [概要](#) [589KB]

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/183-21.pdf>

- [法律案要綱](#) [128KB]
- [法律案案文・理由](#) [610KB]
- [法律案新旧対照条文\(全体版\)](#) [1,319KB]
- [法律案新旧対照条文\(分割版：P1～P202\)](#) [703KB]
- [法律案新旧対照条文\(分割版：P203～P404\)](#) [757KB]
- [参照条文](#) [680KB]

（法案の概要）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

（法案の内容）

1. 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）

- （1）施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- （2）施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- （3）施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- （4）上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

2. 第3号被保険者の記録不整合問題（※）への対応（国民年金法の一部改正）

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- （1）年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
- （2）不整合期間を「カラ期間」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、無年金となることを防止
- （3）過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供（3年間の時限措置）

（※）サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者（専業主婦等）が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。

3. その他（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正）

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

（報道から）

○朝日新聞 2013年04月12日 **年金法案、閣議決定 厚生年金基金見直し、主婦の救済も**

【見市紀世子】安倍内閣は12日、今国会での成立をめざす年金関連法案を閣議決定した。財政悪化が深刻な厚生年金基金の制度を大きく見直すほか、会社員の夫の退職時に年金の切り替え手続きをせず、保険料が未納になっている専業主婦らを救済する内容。放置されてきた二つの問題の決着をはかる。

企業年金の一種である厚年基金の見直しは、昨年A I J事件で基金全体の財政難に注目が集まったのがきっかけ。法案では基金に解散を促すものの、民主党政権が決めた「制度全廃」の方針は変更し、十分な資産がある一部の基金の存続を認めた。

具体的には、国から預かる厚生年金部分の積立金まで足りない「代行割れ」の基金を5年以内に

解散させる。解散に伴う基金側の負担を軽くするため、国に返済する額の計算方法を変更。複数の企業でつくる基金については、加入企業の一部が倒産すると残った企業が肩代わりをしなければならない今の仕組みを廃止する。

施行から5年後以降は、代行割れでなくても、資産が「代行部分の支給に必要な額の1・5倍以上」などの基準を満たさない基金には、厚生労働相が解散を命じる。基準を満たし存続が認められる基金は、全体の1割ほど（2011年度末時点で54基金）と見込まれる。

一方、主婦年金の救済策は、民主党政権下で廃案になったものと同様内容で、年金をもらいすぎた人に返還を求めない。自民党は野党時代に「まじめに保険料を払った人と比べ不公平」と批判していたが、今回は法案審議で民主党の協力を得るため、姿勢を一変させた。

対象は、会社員の夫の退職時に、保険料の納付義務がある「1号被保険者」に切り替えず、保険料を払わずに年金をもらえる「3号被保険者」のままになっている人など。本来、切り替え漏れの間は保険料の未納扱いになるが、救済策では、この間の分を年金額には反映させないものの、加入期間として扱い、過去10年分の保険料を追納して年金額を増やせるようにする。

○朝日新聞4月13日 厚年基金、存続は1割程度 見直し法案提出、財政悪化なら解散



新制度で厚生年金基金はこうなる

会社員の老後を下支えする企業年金の一つ、厚生年金基金の制度を見直す法案が12日、国会に提出された。基金の財政悪化で、公的年金である厚生年金部分にしわ寄せが及ぶ状況に歯止めをかけるねらいだ。法案が成立すれば、大半の基金が解散を迫られ、制度は大幅な縮小に向かう。

「(厚生年金基金が) 厚生年金に迷惑をかけるのは避けなければならない」。田村憲久厚生労働相は12日、法案の意義を強調した。

制度の見直しは昨年のA I J投資顧問による年金消失事件がきっかけ。多くの基金が運用難に陥っている実態に注目が集まった。国から厚生年金の一部を預かって運用する「代行部分」の積立金まで足りない「代行割れ」の基金は、昨年3月末時点で全体の4割。厚生年金本体からの穴埋めを余儀なくされるリスクが高まっていた。

今回の法案はこれを防ぐため、基金に解散を促すのが柱。特に財政が厳しい代行割れ基金は施行から5年以内に解散させる。5年後以降は代行割れでなくても、資産が「代行部分の支給に必要な額の1・5倍以上」といった健全性の基準を満たさない基金に厚労相が解散を命じる。昨年3月の決算に当てはめると、基準を満たして存続が認められる基金は1割にすぎない。

厚労省はもともと、与党だった民主党の考えに沿って制度を全廃する方針だった。だが政権交代後、自民党から「健全な基金も含めた一律廃止はおかしい」と批判が出て、一部の存続を認める方針に転じた。それでも、基金には「基準は思ったより厳しい」との声がある。

■「代行割れ」監視必要

基金は全国に600近くある。A I J事件の後、制度の見直しを先取りする形で解散の動きが広がる。厚労省によると、約40基金が準備を進めているという。

その一つに加入する精密機器メーカー「メトロール」(東京都立川市)の松橋卓司社長は、基金のA I J被害をきっかけに代行割れを知った。「放っておくと傷口が広がる」として、ほかの加入企業や基金側に解散を働きかけてきた。

基金が解散する場合、加入企業が代行部分の積み立て不足分を国に返す必要がある。最近の株価

上昇で不足額は減っているとみられ、松橋社長は「今が解散のチャンス」と話す。

代行割れ基金が解散すると、厚生年金に上乘せする企業年金部分はなくなり、社員がもらえる年金は減る。松橋社長は「定年延長などで生涯賃金が増えるようにしたい」。若手社員の一人は「自分が年金をもらうころに基金はないだろうから、解散は仕方ない」と漏らす。

法案が成立すると、基金減少が加速するのは確実。ただ、存続の道も残ることに、1日の社会保障審議会の部会では「基金に関係ない人も含め、厚生年金の加入者全体の負担になるリスクは残る」との声が出た。

厚労省は「基準を満たさなければ解散を命じるので、代行割れの心配はない」とする。これに対し、野村総研の坂本純一主席研究員は「基金が運営体制を強化し、厚労省もしっかり監視することが必要だ」と指摘する。

(見市紀世子)